

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
第1回 議事録

<日時> 令和3年12月24日(金) 8:00~10:00

<場所> オンライン開催 (MS Teams: みずほリサーチ&テクノロジーズ主催)

■ 出席者 (敬称略)

<委員> (座長以下50音順)

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、高倉委員、武田委員、百歩委員、
平山委員、増島委員、若江委員

<オブザーバー>

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
金藤 ICT 委員会委員長
一般社団法人 EC ネットワーク 沢田理事
公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

<関係省庁>

内閣官房 デジタル市場競争会議事務局 成田次長
公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課 塚田課長
個人情報保護委員会事務局 矢田企画官
消費者庁 消費者政策課 吉田課長
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 西瀧企画官
経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室 杉原室長

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、門松審議官
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室 日置室長ほか
(令和3年度事務局運営支援業務委託先) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

■ 議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 本会合の開催等について
 - (2) モニタリング・レビューの進め方について
3. 閉会

■ 配布資料

議事次第／構成員名簿

- 【資料1】 デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の開催について
- 【資料2】 本会合の議事の取扱い等について（案）
- 【資料3】 事務局提出資料

■ 議事詳細

1. 開会

事務局から開会が宣言された後、資料の確認及び議事運営についての説明が行われた。続いて、経済産業省 商務情報政策局 野原局長より、以下のとおり、挨拶が行われた。

- 本省が所管する「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「透明化法」という。）」は、昨年5月の国会で成立した新法である。
- その立法背景としては、デジタルプラットフォームが、中小企業等に販路開拓のチャンスを提供するなど、我が国の国民生活・経済活動に様々な便益をもたらす重要な存在となっている一方で、そこで取引を行う中小企業等から、取引の透明性や公正性が低いといった懸念が指摘されていたことにある。
- そこで、デジタルプラットフォームの提供者と、プラットフォームを利用する中小企業等との相互理解を促進し、取引の透明性、公正性を向上させるべく、透明化法が成立した。本年4月から、大規模なオンラインモールやアプリストアの運営者を規制対象として指定し、法の運用を開始している。
- この透明化法の特徴としては、政府が大枠を示し、規制対象事業者の自主性や創意工夫を活かしていくことで、事業者と政府がそれぞれ役割を担っていくという、「共同規制」のアプローチを採用していることが挙げられる。
- これを別の言葉で言い換えると、変化の激しいデジタル市場において、イノベーション促進の観点から、バランスのとれた規律内容としたのが透明化法の特徴である。そして、本日お集まりいただいた皆さまの意見を聞きながら実施する「モニタリング・レビュー」は、デジタルプラットフォームの提供者による自主的かつ積極的な取組を促していく枠組みとして、非常に重要な役割を担うものである。
- この「モニタリング・レビュー」こそが、本法の実効性を確保する上で要になる仕組みであり、「共同規制」の真価が問われる取組であると考えている。
- デジタルプラットフォームを巡るルール整備については、欧米をはじめ、諸外国での検討が進みつつあり、そこでは、不当行為を予め禁止しようという手法が議論されている。そうした中で、官民役割分担による「共同規制」という、イノベーション配慮型の我が国のアプローチについて、注目も高まっている。
- デジタルプラットフォームを巡る課題をステークホルダーとなる関係者で共有し、それを前向きに改善していこうというのが、本会合の目標でもある。経済産業省においては、プラットフォーム事業者の取組状況についての「評価」を取りまとめ、公表することとなっているところ、今後、本会合を重ねていくことになるが、是非、皆様の忌憚のないご意見をいただきたい。

続いて、岡田委員に座長就任を依頼する旨、事務局より説明が行われ、出席者からの異議なく承認された。その後、岡田座長より、以下のとおり、挨拶が行われた。

- 透明化法については、立法の初期段階で三省庁合同の検討会等も行われており、自身は当時から様々な形で参画していた。
- 今回、本格的に透明化法の運用に関する議論が始まり、再び議論に参加する機会を光栄に思っている。取引関係における相互理解の促進という本法の趣旨に合うように、本会合の座長を務めてまいりたい。
- また、本会合には見識の高い参加者に多数参画をいただいているため、ぜひ皆様から闊達なご意見を賜りたい。

2. 議事

(1) 本会合の開催等について

事務局より、資料1を用いて、本会合の趣旨等について説明が行われた。

(2) モニタリング・レビューの進め方について

事務局から、資料2及び資料3を用いて、モニタリング・レビューの進め方について説明が行われた。続いて、本会合を原則として公開すること、非公開とする判断は座長に一任していただきたいことについて、岡田座長より説明が行われ、出席者からの異議なく承認された。その後、各委員より、以下のとおり意見表明が行われた。

<生貝委員>

- デジタル分野のルール形成を専門としている。透明化法の法制については三省合同の検討会にも当初から参画していた。透明化法は共同規制アプローチを採用し、本会合の開催は非常に重要な意義を持つと考えている。
- 現在、欧州のデジタル市場法をはじめ、国際的にもこの分野のルール形成は急速に進んでおり、問題となっている事項の大部分に対して、行為禁止や行為義務づけといった具体的な規制を行う方向で検討及び実施されている状況である。我が国においても、そのような意見も出てきている。
- もっとも、デジタルプラットフォームという社会基盤に関わる論点は、単一のアプローチで解決できるものではない。本会合では、どのような問題に対して共同規制アプローチが効果的なのかなど、ルール形成の全体設計や役割分担も含めた検討を行うことが望ましい。
- また、本会合で得られた知見や相互理解を社会全体で広く共有し、活発な議論を促すことも非常に重要である。
- 今後、ハードロー及びソフトローも含めた国際的な動向や事例も参考に、ベストプラク

ティスを我が国でどのように取り入れていけるか検討したい。

<黒田委員>

- 数年前の三省合同の透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループに参画していた経緯があり、本会合の委員として参画することとなった。
- 現在は、経済産業省の経済分析企画官（非常勤職員）として週1日従事しているが、本会合では経済学者としての専門的な知見に基づき、公正な立場から議論していきたい。
- イノベーションを促進するという観点からは、経済産業省による中小企業の過度な保護は、市場の効率性を損なう可能性があるという懸念がある。よって、本会合を通じて市場の効率性が低下するような介入を行うことについては、注意が必要であると考えている。
- 透明化法の共同規制アプローチの背景には、政府と企業の情報の非対称性があるが、技術の進歩に伴って情報の非対称性は益々拡大し、安定的な規制手段はなくなっている。プラットフォーム事業者自身が効率性を担保するルール作りに向けて努力を行っているものの、彼らが自発的に効率性を実現しない誘因がある部分に対しては、政府の介入が必要となる。
- 本会合では、共同規制アプローチにより、市場の効率性を改善するための有効な手段を検討していきたい。

<伊永委員>

- 競争法・独占禁止法を専門としている。透明化法に関しては、その検討段階から関わっており、本法の国会審議にも携わってきた。
- 本法に類似の規制としては、本法に先行して運用されている欧州連合（EU）の「プラットフォームとビジネス間における規則（Regulation on platform-to-business relations）」（通称 P2B 規則）がある。もっとも、EUは競争法の厳格な運用に注力しており、本規則は競争法とは切り離して運用されている。現在、デジタル政策全体のもとで一定の融合が図られているものの、一体的な運用は難しい状況にある。他方、日本の透明化法は、競争政策の一端を担うことを前提に立法された。公正取引委員会が競争法で経済産業省が透明化法でタッグを組んで運用していることから、本法の運用は世界的にも注目を集めている。
- また、本法は、独占禁止法とは異なり、競争への弊害の発生が発動要件とされておらず、取引関係を透明化して弊害の懸念を払拭することが目的となっている。デジタル市場における透明で公正な取引を目指すために、取引環境の改善を加速させる枠組みを提供することが本法の役割であると考えている。プラットフォーム事業者に一方的に足かせをはめるとの理解では、本法の真価は発揮されない。
- 優れたビジネスモデルとは、ユーザーや取引相手の権利を最大限尊重した先に実現さ

れるものであるが、現在、プラットフォーム事業者とその関係者の相互理解という面では、深い溝がある状況と言わざるを得ない。本会合は、それらの問題点を明らかにすることにより、関係者間の相互理解を促進し、プラットフォームのビジネスモデルに対する安心感や信頼感を高めるベストプラクティスを後押しする場でありたいと考えている。

<高倉委員>

- サイバーセキュリティを専門としており、本会合では技術面での貢献が求められていると理解している。また、最近では、厚生労働省で医療のデジタル化に関する助言を行ったり、日本学術会議の感染症対策関連の分科会で IT 導入とそれに伴うプライバシー問題に関する議論に参加したりしている。
- デジタルプラットフォームに関する問題は、日本単独では解決できないと痛感しており、国際的な連携も不可欠である。
- プラットフォームの利用者から、アカウントやアプリケーションの削除に関する苦情も多く寄せられているが、おそらくほとんどの削除が AI を使った自動審査及び自動削除であると考えられる。現代の AI 技術は決して完璧ではないが、人的コストを下げるためには使わざるを得ない技術であり、AI 技術の導入を否定するものではない。他方、プラットフォーム事業者が AI 技術の完璧ではない部分を考慮して使用しているか、また、もしその精度が低い場合、継続的にモニタリングして改良しているかなど、プラットフォーム事業者による技術の使用が適切かという観点から、検討に貢献したいと考えている。

<武田委員>

- 競争政策と独占禁止法を専門としている。デジタルプラットフォームに関して長年研究しており、このような会合に携わる機会をいただいたことに責任の重さを感じる。
- 本会合を、利害関係者の妥協の場ではなく、様々な関係者の意見を聞いた上で、競争上の構造的な問題を析出し、関係者間の相互理解及び情報共有に基づきそれを解決する場としたい。
- また、先ほど黒田委員が言及したとおり、イノベーションを生み出す誘因整合的な制度設計の重要性に共感するとともに、プラットフォームによって実現されてきた便益を削ぐことなく、バランスの取れたアプローチを心掛けたいと考えている。
- 他方で、透明性の確保では解決できない問題が生じる可能性もあるため、その際は、独占禁止法や他の手段により厳しく対処するように意見を述べていきたい。

<百歩委員>

- 監査法人のシステム監査を行う部門に所属し、システムの開発や運用業務に関する内部統制の評価を行っている。本会合では、監査の現場での経験を生かして、実効性のあ

るモニタリング・レビューとなるように努めたい。

- 監査の視点では、プラットフォーム事業者から提出される報告書の信ぴょう性を確認することが重要である。
- また、報告書自体は、事業者自身による自己評価であるため、報告書のレビュー方法やその深度をどのように決めていくのかという点も重要である。例えば、特に重要な項目に関しては、エビデンス・ベースで確認を行うことなども検討する必要がある。

<平山委員>

- 平成 14 年の弁護士登録後、弁護士業のほか 3 年間の公正取引委員会審査局勤務も経験し、プラットフォームを含む様々な業界の事案を具体的に検討することを通じて、公正な取引のあり方について考えてきた。現在、九州大学では、プラットフォームビジネスに関する研究も行っている。
- 本会合は、アジャイルガバナンスの手法が本格的に採用される非常に興味深い取組であると考えている。
- 本会合では、透明性や公正性の向上というゴールに向けた各社の取組をまず拝見し、各社独自のビジネスモデルを踏まえ、各社による取組の内容は異なって良いということに留意しながら検討したい。
- 今後の検討においては、議論や検討の素材を十分に確保することが重要である。その観点から、相談窓口には様々な情報が寄せられる必要があるため、相談窓口の存在が関係事業者十分に周知されていることも重要となる。また、相談者の匿名性の確保や相談員の独立性などに関する周知措置の状況について伺いたいと考えている。

<増島委員>

- スタートアップのイノベーションや IT・金融の分野を中心に弁護士業務を手掛けており、透明化法に関しては、生貝委員らとともに三省合同の検討会のワーキング・グループにも当初から参画してきた。
- 現在、ビッグテック企業と社会との間に、信頼関係が十分に構築できていない状況にあるが、その大きな原因は、情報の非対称性から生じる透明性の問題である。プラットフォームのビジネスモデルが従来のビジネスモデルとは異なるため、従来の仕組みでは、求める情報が十分に得られない状況が生まれている。
- デジタルプラットフォームは、社会に浸透し、多くの人々の認知や行動に影響を及ぼすような存在となっているため、自社の成長を追求するだけでなく、自社の行動が社会に与える負の影響をケアすることを、社会が求めるようになってきた。この社会のニーズに対応するためには、プラットフォーム事業者が自ら企業文化を変えること、さもなければ事業を存続させることができないと彼らに理解してもらうことが必要である。透明化法では、対話を通じて、プラットフォーム事業者の戦略的な変容を導くことを目

指している。これは、規制を定めて問題があれば大きな罰金を科すという EU の姿勢とは異なり、信頼関係を基礎として対話による解決を図ってきた我が国らしいモデルである。

- 本会合は、決してプラットフォーム事業者を批判する場ではなく、事業者への信頼に基づいて、公的な存在として望まれる姿を示し、対話を通じて、プラットフォーム事業者の戦略的な変容を促進する役割を担っていると考えている。

<若江委員>

- 主に IT 関係の分野で取材活動を行っており、本年（令和 3 年）、プラットフォーム規制に関する著書も出版した。
- 著書の中では、透明化法は禁止事項を定めておらず罰則も弱いという点を批判し、我が国でも EU のような強力な制裁が必要であると述べたが、透明化法を通じた対話というアプローチを選択した以上、これが有効に機能することを願っている。モニタリング・レビューを通じて、このアプローチによって「できること」と「できないこと」が明確になると思われ、それを踏まえて指針や本法律の見直しも必要になるだろう。
- 先ほど、情報の非対称性があるからこそ共同規制アプローチを採用するという話があったが、共同規制アプローチにおいても、情報の非対称性が強く働き、多くの情報をもつステークホルダーによって有利なルール形成がなされる危険もあるのではないかと。モニタリング・レビューを行う上でも、最も問題となるのは情報量である。プラットフォーム事業者に関して行政が入手できる情報は圧倒的に少ないため、それらの情報をどのように収集していくのかが大きな課題である。
- 例えば、政府が利用事業者として覆面調査を行うことも考えられる。また、検索結果の表示順等に関しても、データサイエンティストや SEO 業者といった専門家の協力を仰ぎ、本会合で議論するなど、有効な調査方法の検討をする必要があると考えられる。

続いて、本会合のオブザーバーより、以下のとおり、挨拶が行われた。

<公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（金藤氏）>

- 同協会において、ICT 委員会の委員長を務めている。ICT 委員会は、行政の施策に対する消費者団体としての意見提言と、消費者に対する IT リテラシーの啓発事業を行っている。
- デジタルプラットフォームと利用事業者との対話が十分に行われ、その結果として消費者の利益にもつながるように、オブザーバーとして貢献したい。
- また、近年、オンラインモールにおいて消費者の目を引くクーポンの配布やセールが実店舗よりも頻繁に行われている印象があるが、そのコストをプラットフォーム利用事業者にどのように負担させているのかという点にも関心がある。

<一般社団法人 EC ネットワーク（沢田氏）>

- 当法人は、E コマースに関するトラブル相談に応じている非営利団体である。
- 日本の消費者向け E コマースは、1990 年代の半ばに登場し、中小の小売店にとっての新たな販路として活用されるようになった。楽天市場の登場は 1990 年代後半であったが、インターネットビジネスのノウハウを持たない中小小売店が、プラットフォーム事業者の支援を受けながらオンライン店舗を持てるというのは、当時としては非常に画期的であった。また、オンラインモール上の店舗からは安心して購入できるという消費者からの支持も得て、2000 年代以降、E コマース市場は急速に拡大した。
- オンラインモールの登場から約 20 年を経て、透明化法の施行に至ったが、その背景として、2つの事情があると感じている。1つ目は、消費者保護の問題である。プラットフォーム事業者が、消費者保護の観点から、出店者の身元確認や危険な商品の排除、プライバシーの保護、詐欺被害に対する補償等を自主的に進めてきた一方で、新たな法律による規制も行われようとしている。消費者保護の対応はプラットフォームの信頼確保のために当然のことであるが、行き過ぎれば合理的な出店者にとって負担になってしまう。2つ目は、プラットフォーム間の競争の激化である。オンラインモールは規模の競争をしており、流通量の増加が至上命題とされているが、それに伴い、プラットフォーム事業者から利用事業者に対する価格引下げの圧力その他負担が生じ、出店者の利益が犠牲になっているのではないかとと思われる。
- 本会合では、これらの課題に加え、各プラットフォームのビジネスモデルの特性も考慮しつつ、プラットフォーム事業者の対応策について評価を行っていただきたいと考えている。

<公益社団法人日本通信販売協会（万場氏）>

- 当法人は、経済産業省の「デジタルプラットフォーム取引相談窓口（以下「相談窓口」という。）」を受託している。
- 通信販売市場の売上は、昨今のコロナ禍の巣ごもり需要も影響し、非常に好調である。従来型の通信販売は、マスメディアへの広告出稿や消費者へのカタログ送付などが必要であり、ある程度資本力がある事業者でなければ参入することが難しかった。この点、オンラインモールの登場により、資本力が弱い事業者にも取引の場が提供されたことは、非常に良いことであると思っている。
- 一方、通信販売がオンラインプラットフォームにシフトする中で、当協会にはアカウント停止に関する相談が寄せられている。相談窓口の立場としては、基本的に中立的な立場で両者の意見を聞き、その解決を仲介しているが、双方の意思疎通を円滑にできれば、さらに状況が改善するだろう。
- 先ほどの平山委員の相談窓口の周知に関するご質問への回答となるが、当協会の活動を通して事業者が集まる機会を利用して相談窓口の紹介を実施しているほか、今後は

経済紙を中心に広告を行うことも予定している。また、相談者の匿名性の確保については、匿名希望の相談者の情報は確実に匿名で扱いつつ、相談内容によっては、相談者の了解を得た上でオンラインモールへの問合せを行うこともある。

<一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（岸原氏）>

- 当法人は、1999年に日本でiモードが開始されたことをきっかけに、コンテンツ事業者の業界団体として設立された団体である。
- 相談窓口のうち、アプリストアの利用事業者向けの窓口を担当している。相談業務においては、アプリ事業者の悩みに寄り添いつつ、事実把握を進めることで、プラットフォーム事業者とアプリ事業者が相互に理解可能なロジックを模索している。
- 本会合では、法令に則った透明性の実現とともに、デジタルプラットフォームに関する取引の「公正さ」とは何かというテーマについても、議論させていただきたい。
- また、デジタルプラットフォームを巡る課題については、EU、米国など様々な関連団体との意見交換等も進めているため、今後フィードバックできればと考えている。
- グローバルで合理的な視点は利用者にとっても利益である一方、日本は世界の中で個別性の強い文化・社会制度であるので、プラットフォーム事業者によるグローバルルールの一律適用により、日本の良さが失われかねないという懸念もある。個別文化を普遍的に捉えられる基準を日本から提案していきたいとも考えている。

続いて、関係省庁から、以下のとおり、挨拶が行われた。

<内閣官房 デジタル市場競争会議事務局（成田氏）>

- 本会合の取組が広く共有され、それによってさらに情報が集まるという相乗効果が働くことを期待している。
- 各国政策当局とも日々情報交換をしているが、各国でも非常に悩みながら政策を検討しているようである。本会合での議論をグローバルな政策当局間での知見の共有にも活かしていきたい。

<公正取引委員会 事務総局（塚田氏）>

- 公正取引委員会では、近年のデジタル関連分野の中でも、とりわけデジタルプラットフォームの分野を競争政策における最重要分野の1つとして捉えて、独禁法違反被疑事件の審査や各種実態調査を行っている。
- 公正取引委員会としては、プラットフォームに関わる多くの事業者、ステークホルダー、政府が協調して、反競争的行為の未然防止を図る共同規制の仕組みが実効性を高められるよう、経済産業省をはじめとする関係省庁と連携しつつ、透明化法の運用に的確に関与していきたい。

<個人情報保護委員会 事務局（矢田氏）>

- デジタル市場に関しては、透明化法に加えて、競争法、消費者保護法、そして個人情報保護法が重なり合って、健全な成長を実現していく領域だと認識している。
- 今次会合における委員のご発言では、透明化法の運用について、信頼性確保の観点、イノベーション創出の観点、そしてグローバルイシューであるとの観定の重要性が挙げられていたが、令和4年4月1日に施行予定となっている令和2年の個人情報保護法の改正法においても、信頼性の確保という観点では、消費者の権利・利益の保護のための請求権の強化を、イノベーション創出という観点では、仮名加工情報という個人情報の新たな利活用方法を、そしてグローバルの観点では、域外適用の強化を盛り込んでいく。
- デジタル市場の健全な成長に向けて、複数の政策領域が重なる中での個人情報保護政策というアプローチから、引き続き貢献していきたい。

<消費者庁 消費者政策課（吉田氏）>

- 今年4月に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が成立し、来春の施行に向けて現在準備を進めている。
- 本法についても、取引透明化法と同じように共同規制という枠組みで取組を進めることとなり、現在ガイドラインや施行後に設置する官民協議会等の準備を進めているところである。本会合での取組も大いに参考にさせていただきつつ、関係省庁と連携して取組を進めていきたい。

<総務省 情報流通行政局（西潟氏）>

- 本会合では、取引透明化法の共同規制の枠組みを適切に機能させるための議論をいただく認識している。
- 今後、各プラットフォーム事業者から報告書が毎年提出されることとなるが、モニタリングという枠組みの中で、報告書の提出とレビューが繰り返されることを通じて、全体としての諸課題の解決がより一層進むことを期待したい。

続いて、黒田委員より、以下のとおり、追加意見が表明された。

<黒田委員>

- プラットフォーム事業者の自発的なイノベーションが重要という観点から、追加で意見を申し上げたい。
- 市場が機能するため条件の1つとして、信頼性の担保が挙げられていたが、そのためには「財のコモディティ化」が必要である。「コモディティ化」とは、財の品質や価格、取引条件などが、ある程度標準化され、ある商品をどの事業者から買っても、ある程度同じようなものが届く状態のことである。このコモディティ化については、

Amazon.co.jp が積極的に取り組んでおり、一つの商品が一つの商品ページで表示されるようになっている。これに対し、楽天市場では各小売店が独自の商品リストを作り、同じ商品が別の商品として表示されるようになっている。このように、同じオンラインモールと言っても、事業者間で全く異なる仕組みが運用されており、これを画一的な基準で扱うことは非常に難しい。

- プラットフォーム上の課題に適切に対応するためには、各プラットフォーム事業者固有の条件等を踏まえることが重要である。例えば、資料3の p.17 の表のデータを見る際にも、プラットフォーム別にどのような問題があるかという視点で考えることが重要であり、これを我々の共通認識とする必要がある。

最後に、岡田座長及び野原局長より、以下のとおり、総括が述べられた。

<岡田座長>

- 本日、皆様にご指摘をいただいた事項については、事務局とも相談しながら、今後の議論の中で、ぜひ積極的に取り上げたいと考えている。
- 本会合では、透明化法の趣旨に照らして、相互理解を深め、事業者の自主的な取組を支えていきたい。可能であれば、プラットフォーム事業者に対するヒアリングなども本会合の中で実施できると良いのではないかと。
- 他省庁も含めて、デジタルプラットフォームを対象とする様々な取組が現在進行形で行われているため、相互の補完関係等も十分に考慮しながら、本会合の位置付けを認識する必要がある。また、B to C や C to C の取引など、透明化法の対象とならない領域もあるため、関係省庁の規制の在り方についても斟酌しながら、本法の在り方を考えていく必要がある。
- 透明化法では、プラットフォーム事業者から毎年報告書を提出していただきながら、法律や指針の内容等を見直し続けることが意図されているため、今後、本法を含む規制の在り方についても、ぜひ積極的な提言をいただけるとよい。

<野原局長>

- 本モニタリング・レビューのプロセスを通じて、大規模なプラットフォーム事業者のベストプラクティスを広げていけると良い。各社の企業秘密との折り合いもあるが、皆様の知りたいことが開示され、信頼関係が醸成されることを期待する。
- この共同規制において限界がある部分が明らかになれば公取委に対応をお願いしたいし、現行法では対応しきれない部分が明確化された際には、将来的には制度改正も視野に入れていきたい。まずはモニタリング・レビューのプロセスで改善を図っていくために、最大限の努力を行う。
- 進め方について、エビデンスとなるデータの収集や、AI の精度向上に関する取組及び AI の精度が低い場合における事業者の救済方法等、個別の論点に関する指摘も頂いた。

次回以降の検討に活用できるように事務局でも整理を行いたい。

3. 事務連絡

最後に、事務局より、以下の連絡が行われた。

- 次回の日程については、決定次第、連絡する。
- 本会合の議事録については、事務局にて作成の上、皆様の確認を行った後に、公表する予定である。

4. 閉会

岡田座長より、閉会が宣言された。

以上